

## 特別条件付保険特約（11）条項 目次

第1条	特約の適用	第6条	長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則
第2条	特別条件	第7条	通増定期保険（低解約返戻金型）に付加した場合の特則
第3条	契約内容の変更の制限	第8条	契約日が平成23年11月1日以前の場合の特則
第4条	変額保険に付加した場合の特則		
第5条	積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則		

## 特別条件付保険特約（11）条項

(昭和56年2月13日制定)  
(平成23年11月2日改正)

## (特約の適用)

第1条 会社は、被保険者の選択を行う際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、この特約を適用します。

## (特別条件)

第2条 この特約が適用された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、次の各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

## (1) 保険金・給付金削減支払法

ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下「特約条項」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または所定の感染症（別表15。以下「感染症」といいます。）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	経過期間					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	
1年	50%	—	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%	—

イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院、通院もしくは退院をし、手術を受け、または死亡し、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき各給付金の各日現在の金額に、契約日または復活日から、その日を含めて給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じた前ア. に定める割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症である場合には、この限りではありません。

## (2) 特別保険料徴収法

ア. 主契約または特約の保険料に会社の定めた特別保険料を加算した金額を、主契約または特約の払込むべき保険料とします。

イ. この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主約款または特約条項の規定を適用して計算します。

ウ. この特約の特別保険料に対する未経過保険料については、主約款およびそれぞれの特約条項の規定を準用します。

## (3) 特定高度障害状態不担保法

ア. 被保険者が高度障害状態（別表1）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、主約款または特約条項に定める保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた場合でも、会社は、保険金もしくは年金を支払わず、また、保険料の払込みの免除を行いません。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症である場合には、保険金もしくは年金を支払い、また、保険料の払込みを免除します。

イ. 被保険者が高度障害状態（別表1）のうち、「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」に該当し、主約款または特約条項に定める保険金もしくは年金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた場合でも、会社は、保険金もしくは年金を支払わず、また、保険料の払込みの免除を行いません。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症である場合には、保険金もしくは年金を支払い、また、保険料の払込みを免除します。

## (4) 特定障害状態一部不担保法

ア. 被保険者が特定障害状態（別表6）のうち、「両眼の視力の和が0.04以下のもの」に該当し、主約款または特約条項に定める保険金もしくは年金の支払事由が生じた場合でも、会社は、保険金もしくは年金を支払いま

せん。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症である場合には、保険金もしくは年金を支払います。

イ. 被保険者が特定障害状態（別表6）のうち、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」に該当し、主約款または特約条項に定める保険金もしくは年金の支払事由が生じた場合でも、会社は、保険金もしくは年金を支払いません。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症である場合には、保険金もしくは年金を支払います。

- 2 前項第1号の条件が付加された契約について、主約款または特約条項の規定により年金額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア. の規定を準用します。

#### （契約内容の変更の制限）

第3条 保険金・給付金削減支払法または特別保険料徴収法の条件を付加した保険契約については、主約款または特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、次の各号の取扱いはいりません。

号	契約内容の変更の制限 （保険金・給付金削減支払法または特別保険料徴収法の場合）
(1)	払済保険への変更（ただし、特別保険料の払込期間および保険金削減期間の経過後は取扱いします。）
(2)	延長保険への変更
(3)	原保険契約への復旧
(4)	保険契約の更新（ただし、特別保険料の払込期間および保険金削減期間の経過後は取扱いします。）
(5)	保険期間または保険料払込期間の変更

- 2 特定高度障害状態不担保法の条件を付加した保険契約の更新については、更新後の保険契約にもこの特約を適用し、特定高度障害状態不担保法の条件を付加するものとします。

#### （変額保険に付加した場合の特則）

第4条 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	変額保険に付加した場合の取扱
(1)	この特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取扱いません。
(2)	第2条（特別条件）第1項第1号ア. 中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から変動保険金額を差引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じて得た金額」と読替えます。
(3)	第2条（特別条件）第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
(4)	保険料期間中にこの特約が消滅した場合（主約款の規定により保険金が支払われる場合およびこの特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。
(5)	第3条（契約内容の変更の制限）中、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」と、それぞれ読替えます。
(6)	特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。
(7)	主約款の保険金の支払に関する補則および戦争その他の変乱の規定中、「積立金」は「積立金および特別保険料に対する責任準備金」と読替えます。
(8)	主約款の契約者貸付の規定中、「解約返戻金（本条の貸付があるときは、その元利金を差引いた額）」は、「解約返戻金（特別保険料に対する解約返戻金を含みません。本条の貸付があるときは、その元利金を差引いた額）」と読替えます。
(9)	この特約を変額保険（有期型）に付加した場合で特別保険料払込中は、会社は、保険料を一時払とする変額保険への変更を取扱いません。

#### （積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

第5条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	積立利率変動型終身保険に付加した場合の取扱
(1)	第2条（特別条件）第1項第1号ア. 中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加保険金額を差引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と読替えます。
(2)	第2条（特別条件）第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

号	積立利率変動型終身保険に付加した場合の取扱
(3)	保険料期間中にこの特約が消滅した場合（主約款の規定により保険金が支払われる場合およびこの特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の未経過保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。
(4)	主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。また、この特約が消滅したときなど支払うべき金額がある場合は、支払金額から保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金を差引きます。
(5)	特別保険料は、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
(6)	主約款第6条（保険金の支払に関する補則）第4項および第7条（戦争その他の変乱）中、「積立金」は「積立金および特別保険料に対する責任準備金」と読替えます。

（長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則）

第6条 この特約が長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、「高度障害保険金」は「障害保険金」、「払済保険」は「払済終身保険」と、それぞれ読替えます。

（逓増定期保険（低解約返戻金型）に付加した場合の特則）

第7条 この特約が逓増定期保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、第3条（契約内容の変更の制限）中、「払済保険」は「払済終身保険」と読替えます。

（契約日が平成23年11月1日以前の場合の特則）

第8条 契約日が平成23年11月1日以前の保険契約の場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	契約日が平成23年11月1日以前の場合の取扱
(1)	第2条（特別条件）第1項第2号を次のとおり読替えます。 「(2) 特別保険料徴収法 ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払込むことを要します。なお、主約款の規定によって、主契約の保険料の払込みが免除された場合は、この特約の特別保険料の払込みを免除します。 イ. 特別保険料に対する解約返戻金はありません。 ウ. この特約の特別保険料に対する未経過保険料については、主約款およびそれぞれの特約条項の規定を準用します。」
(2)	第4条（変額保険に付加した場合の特則）第3号、第7号および第8号の規定は適用しません。
(3)	第5条（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）第2号および第6号の規定は適用しません。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年11月2日以降更新された特約、新たに付加された特約、および総合医療保険の規定により終身払込終身総合医療保険契約への変更が行われた主契約（同時に保険期間を終身とする変更が行われた特約を含みます。）には、本条の規定は適用しません。